第４０回釧路地方裁判所地方裁判所委員会

議　事　概　要

議　題　「裁判所における新型コロナウイルス感染症の対応について」

１　開催日時

令和３年２月２日（火）午前１０時００分から午前１１時２０分まで

２　開催場所

釧路地方・家庭裁判所第１会議室

３　出席者等

⑴　地方裁判所委員会委員

芦田廣康，池田いずみ，片野美紀子，坂本和之，新谷祐子，菅原亮，鈴木直哉，曽我寛人，髙木順子，武部雅充，山田英夫（５０音順・敬称略）

⑵　裁判所（説明者）

平野裕章（地方裁判所民事首席書記官），吉成圭一（地方裁判所刑事首席書記官），宮﨑浩幸　（首席家庭裁判所調査官），黒畑享三（家庭裁判所首席書記官），石田有二（地方裁判所事務局長），早坂弘（家庭裁判所事務局長），久保昌央（地方裁判所事務局次長），古川洋一（家庭裁判所事務局次長）

⑶　庶務

中川賢也（地方裁判所事務局総務課長），市川知美（地方裁判所事務局総務課課長補佐），小林研吾（地方裁判所事務局総務課庶務係長）

４　議事概要

⑴　新任委員紹介及び挨拶

新たに地方裁判所委員会委員を委嘱された委員が委員会庶務から紹介され，それぞれ挨拶をした。

⑵　議事の進行について

山田明委員長が転出したため，新谷祐子地方裁判所委員会委員長代理が議事を進行した。

⑶　委員長の互選

委員の互選により，髙木順子委員が地方裁判所委員会委員長に選任された。以後の議事については，髙木順子委員長が進行した。

⑷　裁判所からの説明等

裁判所から，釧路地方裁判所における裁判所を訪れる事件関係者やその他の来庁者を対象とした感染防止対策（来庁者全般を対象とした対策，来庁者多数の裁判等における対策，裁判員裁判における対策など）についての説明を行った。

⑸　委員からの説明等

委員から，職場における新型コロナウイルス感染症への対応についての紹介を受けた。

⑹　意見交換

裁判所及び委員からの説明等についての感想及び質問を交え，質疑応答及び意見交換を行った（要旨は，別紙「発言要旨１」のとおり。）。

⑺　裁判所からの説明等

裁判所から，釧路地方裁判所における職場の感染防止対策と業務継続についての説明を行った。

⑻　委員からの説明等

委員から，職場における感染防止対策と業務継続についての紹介を受けた。

⑼　意見交換

裁判所及び委員からの説明等についての感想及び質問を交え，質疑応答及び意見交換を行った（要旨は，別紙「発言要旨２」のとおり。）。

⑽　次回開催日時及び議題

ア　開催日時

令和３年７月１２日（月）午後１時３０分から午後３時まで

イ　議題

未定

別　紙

発　言　要　旨　1

委　員：　コロナ感染症対応のために裁判傍聴者の氏名等の記載を求めるかという点については，誰でも傍聴できるということとの関係上難しい問題であることは一定程度の理解はできるが，裁判傍聴者に対し氏名等の記載を求めないという扱いは，全国的な裁判所の扱いということか。最高裁から指示があるのか。

説明者：　最高裁から指示があるわけではないが，当庁では求めていない。

委　員：　来庁者に対し，発熱や体調不良の際には職員へ声をかけてもらう扱いとしていると聞いたが，例えば裁判を傍聴する際に検温を行うなどの対応は行わないのか。

説明者：　現在一律に検温は行っておらず，必要に応じて検温することとしている。ただ体調については当事者に確認しており，体調が悪いなどの場合は，裁判所に長時間留まることがないような対応を行うこととなる。

委　員：　検察庁においては，来庁者全員に氏名の記載と検温を実施している。ただし,裁判所においては,傍聴者の氏名等の記載を求めることに関し,憲法上裁判が公開の法廷で行われなければならないとされているあたりとのバランスをどのようにとるか,難しい問題であることを感じている。

委　員：　裁判傍聴者の氏名等を確認していないということに関し，裁判所がクラスター発生源となった場合に，接触者を追跡できないという対応で良いのであろうか。プライバシーの侵害について敏感になりすぎているのではないか。

委　員：　裁判所には色々な人が来庁するのだから，せめて追跡できるようにはしておくべきではないか。個人情報の扱いについては，その管理を徹底するという問題なのではないか。

委　員:　マスク着用に協力しない人や拒否する人がいた場合は,どうするのか。

委　員：　現在のところ釧路地裁本庁民事部においては事例がないが，そのような人がいた場合は，事情を確認の上，マスク着用拒否に理由があるのであれば，その人と他の人が十分に距離を取るなどの対応を行うことになると考えられる。

説明者：　来庁者にはマスク着用に御理解いただくよう説明し，マスクを持っていないだけなら配布する。マスク着用拒否に事情がある場合で，かつ，必要不可欠な手続に来庁された方については，裁判官と相談しながら個別の対応を行うことになる。

委　員：　例えば，聴覚障害があり口元が見えないと困るという事例があると思うが，その場合の対応はどのようになるか。

説明者：　筆談による対応など，できる限りの合理的配慮を行うことになる。

委　員：　法廷では，口元が見えないと尋問が難しいという場合は，マウスシールドを付けた上でその人から一定の距離を取り対応したことはある。

委　員：　①裁判関係者にコロナウイルス感染症の感染者は出たのか。②出た場合は，どのような対応をとったか。③裁判関係者に感染者が出たかどうかの情報収集はどのように行っているか。④感染者のプライバシーと公衆衛生の要請のバランスはどう考えるか。

説明者：　釧路地裁本庁刑事部においては，①については，被告人に感染者は出ていない。そのため②については事例がない。③については，事前に検察官や弁護人から情報を得たり，被告人の体調も確認している。④については，感染者のプライバシーについて強制的に調べる手立てがないため，一定程度の限界があると思う。

説明者：　事件関係者に関する感染の情報は，当該関係機関から情報提供を受けている。その上で感染者本人に来庁した時期や接触者について確認している。

以　上

発　言　要　旨　２

委　員：　職場内において換気しているとのことであるが，時間など目安はあるか。

説明者：　時間等の指示は行っていないが，各部課室が適宜行っていると認識している。

委　員：　釧路地裁本庁民事部においては，協議会等においては１時間から３０分に１回程度,職場内においては,昼食時の前後に換気を励行している。

委　員：　当団体のような一次産業の業種においては，感染することにより収入が無くなることから，かなり神経質になっている。感染リスクを低減するという対策ではなく，そもそも感染しないことが大事だという意識で職員への教育を行っている。

説明者：　少しでも体調が悪い場合には速やかに上司に報告し，休暇を取るなどして登庁を差し控えるよう対応をしている。

委　員：　当団体においては，構成メンバーが高齢ということもあり，本当に必要な活動が出来なくなることを避けるため,色々な催しを中止している。

また，検温，マスク着用，広い会場の確保，消毒などは徹底しており，本日は，久々に検温されない会議に出席した。

会いたいときに，会いたい人と，会いたい場所で会える日が一日でも早く来るために，多少の不自由は我慢している。

以　上